

阿南市公共下水道事業
受益者負担金等審議会（下水道使用料）
（第 1 回）

令和 6 年 1 月 11 日現在

目 次

1. 下水道とは.....	1
下水道の種類.....	1
2. 下水道事業.....	4
3. 下水道の役割.....	5
3-1 生活環境を改善する	
3-2 浸水の防除(雨水の排除)	
3-3 公共用水域の水質の保全	
4. 下水道の仕組み.....	7
下水道の施設.....	7
5. 下水道使用料の体系.....	8
①全国の使用料体系.....	8
②使用料の種類.....	8
I 従量使用料.....	8
I-1 基本使用料.....	8
I-2 累進使用料.....	8
I-3 水質使用料制.....	9
II 定額制.....	9
III 水道料金比例制.....	9
③徳島県内の下水道使用料について.....	9
④阿南市の下水道使用料について.....	11
6. 受益者負担金制度とは.....	12
阿南市の受益者負担金について.....	12

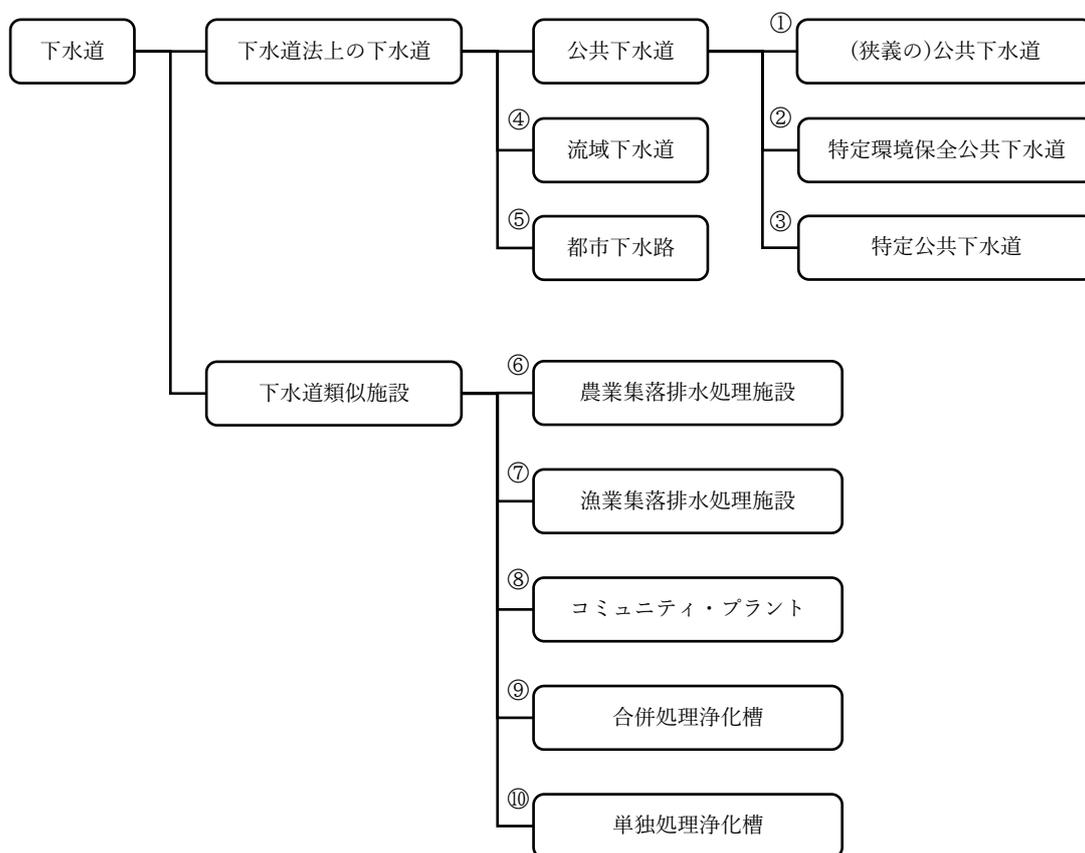
1. 下水道とは

下水道の種類

下水道は、雨水の排除及び汚水の処理による浸水の防除並びに生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすものですが、法制度上は、「下水道法」に規定する下水道を指しています。しかしながら、利用者である住民から見ると、下水道として認識されるトイレの水洗化及び公共用水域の水質保全機能に着目すれば、一般に「下水道類似施設」とされている施設についても、全体として下水道と捉えることが適切です。

下水道施設は、次の図のように下水道法上の下水道と下水道法以外の法律等で規定されている下水道類似施設があります。

下水道法による下水道の種類及び下水道類似施設の仕組みは次のとおりです。



下水道法上の下水道

① 公共下水道

主に市街地の下水を排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、処理場を有するものです。今回の使用料を審議していただく地域に係る下水道は、この公共下水道が該当します。

② 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外の区域、農山漁村部の中心集落、湖沼周辺部の観光地等において実施するものです。

③ 特定公共下水道

公共下水道のうち特定の事業者工場、事業所等の事業活動によって排出される下水を処理することを主体としているものです。

④ 流域下水道

隣り合う2つ以上の市町村の下水を集めて処理するために、都道府県が建設及び管理する下水道です。流域内の市町村が単独で処理場を建設し処理するよりも、いくつかの市町村の下水をまとめて処理の方が効率よく経済的な場合は、流域下水道として整備されます。

⑤ 都市下水路

主として、市街地の浸水被害を防止するために雨水や雑排水を排除するもので、その構造は、開渠を原則としていて、終末処理場がありません。

下水道類似施設

⑥ 農業集落排水処理施設

農林水産省所管の農村総合整備事業の中で設置されるもので、農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水及び汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業です。

⑦ 漁業集落排水処理施設

漁業集落の衛生環境の向上並びに漁港及び周辺水域の資質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水及び汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業です。

⑧ コミュニティ・プラント

市町村が、一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置及び管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設です。厳密に言えば、地方公共団体、公社、旧公団等の公的機関や民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置される合併処理施設のうち、環境省所轄の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいいます。

⑨ 合併処理浄化槽

し尿処理しかできない単独処理浄化槽と違い、合併処理浄化槽は、トイレの排水のみならず、お風呂、洗濯、台所等から出る生活雑排水を併せて浄化できる小さな下水処理方法です。

⑩ 単独処理浄化槽

し尿処理用の浄化槽です。平成12年6月の浄化槽法の一部改正(平成13年4月1日施行)により単独処理浄化槽の設置ができなくなり、現在は、合併処理浄化槽を設置することが義務づけられています。

2. 下水道事業

全国の汚水処理人口普及率は、平成6年に50%を超えた後も毎年度着実に伸びて、令和4年度末には92.9%になりました。それに伴い、処理人口も11,624万人となり、1億人を超えております。

(参考：国土交通省HP)

徳島県下の汚水処理施設の整備状況(公共下水道)

徳島県において本格的に下水道事業が始まったのは、戦後になってからです。徳島市は公共下水道計画を昭和22年に立案し、翌23年に事業認可を得て、主に雨水浸水対策を目的として事業着手しました。その後、急激な都市化、社会情勢の変動等により計画変更を重ね、中央処理区及び北部処理区を公共下水道事業とし、丈六処理区、しらさぎ台処理区、竜王処理区を特定環境保全公共下水道事業として事業を展開し、普及率を伸ばしてきました。

平成12年には、県において旧吉野川流域下水道事業(徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町)に着手し、平成21年に「旧吉野川浄化センター」を供用開始しています。

徳島県南部に位置する海陽町(海南町)浅川処理区は、平成7年度から事業着手し、13年度に供用開始しています。下水道施設では令和2年度末現在、14市町17処理区において、約136千人の生活排水の他、工場や事業所からの排水も処理しています。

(参考：徳島県の汚水処理構想)

阿南市の状況

阿南市の下水道は、昭和37年の富岡都市下水路の事業着手で始まり、平成6年度の「徳島県汚水処理構想」を受けた「阿南市汚水適正処理構想」(平成8年度)に基づいて策定した「阿南市富岡地区(汚水 433.0ha、雨水 93.6ha)公共下水道全体計画」(平成10年2月)から平成11年に富岡地区(汚水、雨水とも80.8ha)の阿南市公共下水道事業認可を取得し、事業に着手しました。また、平成14年に汚水幹線工事を開始し、平成20年には富岡浄化センターの建設工事に着手、平成23年4月に供用開始をしました。

3. 下水道の役割

下水道の役割には、次のとおり三つの役割があります。

- ① 生活環境の改善(汚水処理)
- ② 浸水の防除(雨水処理)
- ③ 公共用水域の水質の保全

3-1 生活環境を改善する

・周辺環境の改善

人間の生活又は生産活動に伴って生じる汚水が速やかに排除されず、住宅地周辺に滞留すると、悪臭及び蚊・蠅の発生源となり、感染症の発生の可能性も増大します。下水道の整備により、汚水は速やかに排除され、周辺環境は向上します。

・便所の水洗化

汲取式便所は、非衛生的であり、臭気等が個々の家庭生活及びその周辺に不快感を与えるなど、好ましくない状態をもたらします。また、最近では下水道がそれぞれの地域において、都市的な便利で快適な生活を享受し、豊かさを実感できる地域づくりを実現する上で欠くことができない施設と位置付けられており、若者の定住の促進など、地域振興の面からも、その整備が重要になっています。

3-2 浸水の防除(雨水の排除)

都市内に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行うことが、下水道の重要な役割の一つです。日本の年間平均降水量は、世界の年間降水量の約2倍で、これは日本の気候の特徴の一つですが、住民は絶えず浸水の危険にさらされているといえます。さらに、近年の都市化の急速な進展に伴い、緑地・空地が減少し、道路・宅地が増加して雨水の地面への浸透が減少し、田んぼ等の貯留が可能な場所も宅地化して減少していることや、異常気象に伴う線状降水帯の発生により、短時間で雨水流出量が著しく増大すること可能性も高まりました。そのため、都市型水害への対応としての下水道整備が不可欠となっています。

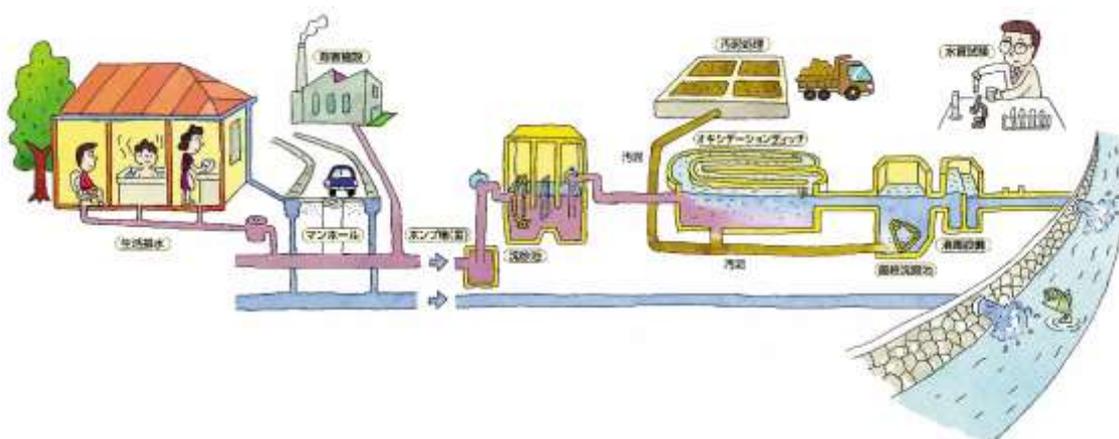
3-3 公共用水域の水質の保全

昭和30年から40年代にかけて、各種の排水によって河川及び海域の汚染が顕著となり、公害が多く発生しました。これらを踏まえ、昭和45年の下水道法改正の際に公共用水域の水質保全が下水道の役割として明確に示されました。公共用水域の水質汚濁の原因としては、工場排水及び生活排水が考えられます。工場排水については排水基準によって規制されていますが、生活排水は排水規制になじみ難いものであり、下水道等の整備により、汚濁負荷量を削減する以外に方法はありません。下水道は、生活排水を中心として汚水を管渠で終末処理場に集めて適切に処理するので、河川等公共用水域の水質汚濁防止に積極的

な役割を果たしており、豊かな自然環境を保全することに大きく寄与しています。この水質保全の役割は、近年特に重視されてきたものであり、前述のように昭和45年の下水道法改正で下水道の目的に加えられたものです。

4. 下水道の仕組み

下水道施設は、汚水及び雨水を速やかに生活環境から排除する施設(排水設備、管渠及びポンプ場)と汚水を自然環境に影響が出ないようにする施設(下水道処理場)で構成されています。家庭、学校、工場、事業所等から排出される汚水は、各家庭、工場等に設けられた排水設備から汚水ますに流れ込み、下水道を通じて処理場へ流入し、処理されて正常な水になってから公共用水域に放流されます。下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式及び汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。



下水道の施設

排水設備

排水設備は、下水処理場までの出発点ですが、更に台所、風呂場、洗面所、洗い場、水洗便所等の排水口からの汚水が下水の源流となります。これらの設備は、個人が敷地内に設け、維持管理も個人が行います。

下水道管

下水道管は、下水を下水処理場へ流すための地中に埋められた管です。下水を下水処理場まで運ぶ方法は、高い方から低い方へと、自然の流れを利用して運びます。下水道管には、下水を点検したり、清掃することができるように、管渠の他に公共ます、取付管、マンホール等が設けられ、これらを総称して管路施設といいます。

下水処理場

下水道管から流れてきた下水をきれいな水にして川、海等へ放流する施設です。下水処理場には様々な処理方法があり、主なものに標準活性汚泥法及びオキシデーショondiッチ法による処理があります。阿南市は、オキシデーショondiッチ法による処理を行っています。オキシデーショondiッチ法は、楕円形などの反応タンクを有する一般的な標準活性汚泥法に比べ単純な構造になっている処理方法であり、小規模な下水処理場で多く採用されています。

5. 下水道使用料の体系

① 全国の使用料体系

使用料体系の全国の状況は、下水道使用料を設定している地方公共団体のほとんどが基本使用料をベースとした従量制を採用しています。

② 使用料の種類

I 従量使用料

従量使用料とは、使用量の多寡に応じて、水量及び単位水量あたりの価格により算定して、賦課されるものです。使用量に応じて使用料を算定するという従量使用料は、下水道法の趣旨に照らして合理的なものといえますが、使用量の変動することに対応して使用料収入も変動することから、使用量が過小な場合には、使用量に関わりなく固定的に派生する経費を賄えないという事態が生じます。これを回避し、経営の安定性を確保するため、従量使用料に基本使用料を併置する方法が有効であり、現実にも多くの地方公共団体で採用されています。

また、基本使用料に基本水量を設け、その範囲で定額制をとることが行われています。これは日常生活の上で最低限必要な排出量を考慮し、これに係る使用料を低廉なものとするために行われるものです。

このような下水道使用料を設定する際は、次のことが行われています。

- ・日常生活への配慮等から、少量部分についての使用料を低廉なものとする
- ・水量に直接関連しない使用料徴収経費等を賄うため基本水量を負荷すること
- ・節水、環境保全等の観点から、大量排水を抑制するための調整等

I-1 基本使用料

基本使用料とは、使用量の有無に関わりなく賦課されるものです。使用料対象経費のうち基本使用料として賦課するものは、基本的には、需要家費及び固定費とするのが適当ですが、施設型事業である下水道事業の特性により、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、固定費についてはその一部を基本使用料として賦課し、他は次の従量使用料として賦課することが妥当です。

需要家費	下水道使用量の多寡に関わりなく、主として下水道使用者数に対応して増減する経費で、使用料徴収関係経費等がこれにあたります。
固定費	下水道使用量及び使用者数の多寡に関わりなく、下水道施設の規模に応じて固定的に必要なとされる経費で、資本費、電力料金の基本料金、人件費の基本給部分等がこれにあたります。

I-2 累進使用料

累進使用料とは、使用量の増加に応じて単価が高くなる使用料体系のことをいい、通常

は前述の従量使用料に加味されるものです。

水量区画ごとに配賦される使用料対象経費を比較すると、生活排水等に比べて多量排水ほど単位あたりの使用料対象経費が増加するという傾向があります。このことは、個別原価に基づく使用料体系としての累進使用料体系の採用の妥当性に根拠を与えるものです。

また、累進使用料は、需要抑制に働くことから、資源の問題、環境問題等の解決に寄与すると一般的にはいわれています。

I-3 水質使用料制

排水の量的な側面のみならず質的実態にも着目し、排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度で、従量使用料と併せて設定します。主に工場等の排水が対象となります。

II 定額制

1世帯あたり又は1人あたりの使用料を定め、その数に応じて使用料を徴収する制度をいいます。地下水を使用する者が多い場合など使用量が把握しづらい場合、各家庭間で使用の状況に大きな差がない場合等に採用されます。

III 水道料金比例制

上下水道の料金に一定の率を乗じた金額を下水道の使用料とする制度をいいます。

③ 徳島県内の下水道使用料について

徳島県内では、令和4年度末現在で下水道使用料を設定している地方公共団体は、阿南市を含め14市町村ですが、その料金表は次のとおりとなっています。

徳島県内の下水道使用料

			20m ³ の料金 (税込)
徳島市 (税込)	基本料金	829円	2,617円
	1 m ³ から8 m ³ まで(1 m ³ につき)	66円	
	8 m ³ を超え20 m ³ まで(1 m ³ につき)	105円	
	20 m ³ を超え30 m ³ まで(1 m ³ につき)	137円	
	30 m ³ を超え400 m ³ まで(1 m ³ につき)	175円	
	400 m ³ を超えるもの(1 m ³ につき)	200円	
団地用(丈六・しらぎぎ台・竜王)	基本料金	550円	2,750円
	1 m ³ につき	110円	

			20㎡の料金 (税込)
鳴門市 (税抜)	基本料金	480円	4,158円
	10㎡以下(1㎡につき)	160円	
	10㎡を超え20㎡以下(1㎡につき)	170円	
	20㎡を超え30㎡以下(1㎡につき)	180円	
	30㎡を超え50㎡以下(1㎡につき)	190円	
	50㎡を超えるもの(1㎡につき)	200円	
小松島市 (税込)	1㎡につき	110円	2,200円
吉野川市 (税込)	基本料金 10㎡まで	880円	1,980円
	10㎡を超える1㎡につき	110円	
美馬市 (税込)	基本料金(2ヵ月分)20㎡まで	2,860円	1,430円 (1ヵ月分)
	21㎡から(1㎡につき)	176円	
松茂町 (税込)	基本料金 13㎡まで	1,570円	2,669円
	13㎡を超えるもの(1㎡につき)	157円	
北島町 (税込)	基本料金 10㎡まで	1,467.4円	3,130円 ※10円未満切捨
	11㎡~20㎡(1㎡につき)	167.2円	
	21㎡~30㎡(1㎡につき)	177.1円	
	31㎡~40㎡(1㎡につき)	188.1円	
	41㎡~50㎡(1㎡につき)	198.0円	
	51㎡以上(1㎡につき)	209.0円	
藍住町 (税込)	基本料金 5㎡まで	620円	3,140円
	6㎡~20㎡(1㎡につき)	168円	
	21㎡~40㎡(1㎡につき)	189円	
	41㎡~50㎡(1㎡につき)	199円	
	51㎡~(1㎡につき)	210円	
板野町 (税込)	基本料金 8㎡まで	1,257円	3,140円 ※10円未満切捨
	8㎡を超え30㎡まで(1㎡につき)	157円	
	30㎡を超え60㎡まで(1㎡につき)	178円	
	60㎡を超え90㎡まで(1㎡につき)	199円	
	90㎡を超えるもの(1㎡につき)	230円	
美波町 (税抜)	基本料金 7㎡まで	800円	2,590円 ※10円未満切捨
	7㎡を超え30㎡まで(1㎡につき)	120円	
	30㎡を超え50㎡まで(1㎡につき)	140円	
	50㎡を超えるもの(1㎡につき)	150円	

			20m ³ の料金 (税込)	
海陽町(税抜)	基本料金 10m ³ まで	760円	2,500円 ※10円未満切捨	
	10m ³ を超える分 1m ³ につき	152円		
つるぎ町(税込)	基本料金 10m ³ まで	1,320円	2,860円	
	10m ³ を超える分 1m ³ につき	154円		
東みよし町(税抜)	世帯員数制 1人	1,580円	1,738円	
	2人	2,280円	2,508円	
	3人	2,980円	3,278円	
	4人	3,680円	4,048円	
	5人	4,380円	4,818円	
	6人	5,080円	5,588円	
	7人以上	5,780円	6,358円	
	汚水量制	基本料金(13mm) 10m ³ まで	1,300円	2,970円
		10m ³ を超える分 1m ³ につき	140円	
		基本料金(20mm) 10m ³ まで	1,700円	3,630円
10m ³ を超える分 1m ³ につき		160円		

④ 阿南市の下水道使用料について(税抜)

			20m ³ の料金 税込
基本料金 10m ³ まで		1,400円	3,190円
10m ³ を超え 20m ³ まで(1m ³ につき)		150円	
20m ³ を超え 30m ³ まで(1m ³ につき)		155円	
30m ³ を超える部分(1m ³ につき)		160円	

阿南市の下水道使用料については、平成20年度、21年度に開かれた阿南市公共下水道受益者負担金等審議会を経て、阿南市公共下水道条例として制定されました。下水道使用料金の水準については、「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」の報告書(平成18年3月総務省自治財政局)及び「平成21年度地方財政の運営について」(平成21年4月総務事務次官通達)の、下水道使用料単価が150円/m³以上という文言を参考にしております。また、合併浄化槽の維持費との兼ね合いから、上限を1m³あたり185円とすることが審議されていきました。その後、事務局内での審議を経て、下水道使用料金が決定されました。

使用料金体系については、経営の安定を確保する観点並びに全国及び徳島県内の市町村の状況を勘案して、水道料金と同様に、基本使用料に、排除する汚水量に応じて使用料金を徴収する「従量使用料」を併置し、排除する汚水量の増加に応じて単価が高くなる「累

進制」を「従量使用料」に加味する体系を採用しました。

6. 受益者負担金制度とは

下水道が整備されると、快適で住みよい生活環境が生まれ、その土地の利用価値が増大します。

しかし、こうした恩恵を受けられるのは下水道整備区域内に土地を有する特定の人々に限られます。そこで、受益と負担の公平を保ちながら、下水道整備によって恩恵を受ける方々に建設費の一部を負担していただく制度です。

阿南市の受益者負担金について

阿南市の受益者負担金は、第一期計画区域内の土地を有する者に賦課されています。

金額については、平成13年度から平成14年度に渡り開催された阿南市公共下水道受益者負担金等審議会を経て、1㎡あたり700円の金額が設定されました。